



六 払込金額  
七 最低額面金額

八 振替単位

九 発行日  
募集の価格

十一 利率  
十二 経過利率  
の払込み

會計法第五條第一項の規定に基  
づき発行する利付国債につ  
いては、額面金額で八十億  
三千三百一億千四百万円

振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金額  
の整数倍の金額によるものと

平成十七年六月二十七日  
額面金額百円につき百円三十八

年 五パーセント  
(一) 日本郵政公社総裁は、払込金

額に加えて、次の算式により算  
出した金額を第十九号の規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 7}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行時にお  
いて取得する者が非居住者又  
は外国法人である場合には、前  
記(一)の算式により算出した金  
額に当該非居住者又は外国人  
が適用を受ける所得税の税率

十三 初期利子

を乗じた金額)を控除すること  
ができる。  
平成十七年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還総額}}{100} \times \frac{0.5}{360} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十二年六月二十日  
額面金額百円につき百円

十六 元金

日本銀行

十七 払込期日

平成十七年六月二十一日から平成  
十七年六月二十七日まで

十八 募集期間

平成十七年六月十四日から平成  
十七年六月二十七日まで

十九 払込期日

平成十七年六月二十七日まで